

令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業

「鶴見区万博」実施業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業 「鶴見区万博」実施業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

鶴見区は、平成2年に「国際花と緑の博覧会（花の万博）」を開催した鶴見緑地が現在もレガシーとして存在し、他の区より万博を身近に感じられる環境にある。あらゆる機会を捉えて万博の意義や進捗状況を様々な媒体を用いてPRすることで、大阪・関西万博についてもより身近なものとして捉えてもらうことにより、「テーマの認知度」や「万博への興味・関心度」の向上を図り、万博への機運盛り上げを目指す。

そのために、区内でのイベントやPRグッズなどを活用した一体的な盛り上げを行うこととし、目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用すべく、広く企画提案を募集します。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」参照

(3) 事業規模（契約上限額）

金 8,327,000 円以内（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日

(5) 履行場所

鶴見区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5）の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは「委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 44 条第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）種目 107（各種広告企画）、109（総合イベント）のいずれかにおいて登録されていること
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政

党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

5 スケジュール

- ・ 令和5年7月14日（金） 公募・募集開始
- ・ 令和5年7月25日（火） 募集要項および仕様書に関する質問受付締切
- ・ 令和5年7月27日（木） 募集要項および仕様書に関する質問の回答
- ・ 令和5年7月31日（月） プロポーザルの参加申込提出期限
- ・ 令和5年8月3日（木） 参加資格決定通知
- ・ 令和5年8月16日（水） 企画提案書の提出期限
- ・ 令和5年8月24日（木） 選定会議（プレゼンテーション審査）実施日
- ・ 令和5年8月28日（月） 選定結果通知
- ・ 令和5年9月1日（金） 契約締結・事業開始
- ・ 令和6年3月31日（日） 事業完了

6 応募手続き等に関する事項

持参による受付にあたっては、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、鶴見区役所ホームページからダウンロードしてください。

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 公募開始の日から令和5年7月31日（月）午後5時30分まで
- イ 提出書類・部数 表-1 提出書類一覧表（次ページ）に示すとおり
- ウ 提出方法 鶴見区役所総務課政策推進担当へ持参又は送付【1部】により提出すること
- エ 提出場所 下記8の提出先
- オ 参加資格決定通知 令和5年8月3日（木）にメールにより決定通知書を送付する。

(2) 募集要項および仕様書に関する質問の受付・回答方法について

- ア 受付期間 公募開始日から令和5年7月25日（火）午後5時30分まで
- イ 提出方法 別紙「質問票（様式8）」に記載し、下記8の提出先まで提出すること。持参またはEメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。
※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：令和5年度鶴見区万博業務委託】」と明記すること。
- ウ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年7月27日（木）に鶴見区ホームページにて行う。

鶴見区 HP : <http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/category/3808-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 公募開始日から令和5年8月16日（水）午後5時30分まで
- イ 提出書類・部数 表-1 提出書類一覧表（次ページ）に示すとおり
- ウ 提出方法 鶴見区役所総務課政策推進担当（4階42番窓口）まで持参（7部【正本1部、副本6部※】）または送付により提出すること。**※副本は社名を記載しないこと**

- エ 提出場所 下記 8 の提出先
 (4) 提出書類について

提出書類は様式どおり作成すること。様式以外での書類を提出した場合は、必要書類が未提出と判断し、申込みそのものが無効になる場合があるので注意すること。

表－1 提出書類一覧表

提出書類一覧表	様式番号
<p>参加申込にかかる提出書類 【提出部数：1部】</p> <p>① 公募型プロポーザル参加申出書 ② 法人の概要・法人役員名簿 ③ 業務実績書 ※実績がない場合は提出不要 ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3カ月以内に発行のもの、写し可） ⑤ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可） ⑥ 使用印鑑届 ⑦ 申請内容確認書 ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書 （提出日前3か月以内に発行のもの、写し可） 税務署の様式その3又は様式その3の3（法人） ※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと（様式は任意） ⑨ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 （提出日前3か月以内に発行のもの、写し可） ※ 非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。（様式は任意）</p>	<p>様式1 様式2 様式3 様式4 様式5</p>
<p>※ 令和4・5・6年度大阪市入札参加資格名簿に登録されている者は、④～⑨は省略可能。 なお、上記以外のものであっても、申請日から前3か月以内に鶴見区役所において、他のコンペもしくはプロポーザルに参加申請を行い、かつ、⑧・⑨を提出済みのものは、その旨を①プロポーザル参加申出書に記載することにより⑧・⑨は省略可能。</p>	
<p>企画提案にかかる提出書類【提出部数：7部（正1部、副6部）】 ※副本には事業者名などを記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。</p> <p>① 企画提案書 ② 業務提案書 ・様式は自由とし、A4判両面とし、図等の使用も可とする。 ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。 ・業務実施体制についても必ず提案に含めること。 ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。 ③ 全体スケジュール表 ・様式は自由とし、A4判片面1枚までとする。</p>	<p>様式6</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のスケジュールを記載すること。 	様式7
④ 経費内訳書及び積算根拠	

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

評価項目		評価内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的等を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。 	15点
企画内容	全体事業計画の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」の「現状と課題」や鶴見区ホームページの「区のあらまし」等を参照し、花の万博の理念やレガシーである花博記念公園鶴見緑地の存在やSDGsの観点を踏まえたうえで適切な課題解決の方法が提案されているか。 	10点
	工程（ロードマップ）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の準備スケジュール及び節目のタイミング等を踏まえた万博の機運盛り上げに効果的かつ実現性のあるものが提案されているか。 	10点
	工程（ロードマップ）に基づく万博PR	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等で万博PRを効果的・効率的に実施するための実施体制が示されているか。 ・目標到達点に向けた万博PRの手法が具体的に提案されているか。 ・経済的かつ合理的なPRグッズ作成方法が提案されているか。 ・PRグッズの配送・回収・在庫管理体制として、効果的かつ実現性のあるものが提案されているか。 ・大型懸垂幕および街灯懸垂幕のデザインについて、区民の「万博への興味・関心度」を高めるものであること。 	25点
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴見区民に広く認知されるような手法が提案されているか。 ・特に、鶴見区は子育て世代や若年層が多いため、それらへ効果的にPRすべく、SNSやデジタルメディア、集客エリアでのサイネージ等を活用した広報活動が提案されているか。 	15点
業務実施体制等		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を効果的・効率的に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有してい 	15点

	<p>るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・具体的かつ実現可能なスケジュールが提案されているか。 	
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似または同様の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。 	5点
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。 	5点
合計（委員1名あたり）		100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業「鶴見区万博」実施業務委託選定委員会」が行う。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴

力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

担当：大阪市鶴見区役所総務課政策推進担当（木村、芝谷、田中）

住所：〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19

電話：06-6915-9176

FAX：06-6915-6235

Eメール：tr0008@city.osaka.lg.jp